

袴田事件第 2 次再審請求特別抗告審決定

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 12 月 22 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（し）第 332 号

【事 件 名】 再審開始決定に対する即時抗告の決定に対する特別抗告事件

【裁 判 結 果】 取消

【参 照 法 令】 刑事訴訟法 435 条 6 号・411 条 1 号

【掲 載 誌】 裁判集刑 328 号 67 頁、裁時 1759 号 1 頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25571224

大阪大学教授 水谷規男

事実の概要

袴田事件は、一審当時から犯人性が争われていた事件である。しかし、静岡地裁で死刑判決（1968（昭和 43）年 9 月 11 日）、控訴が棄却され（東京高判 1976（昭和 51）年 5 月 18 日）、上告も棄却されて（1980（昭和 55）年 11 月 19 日）、静岡地裁の死刑判決が確定した。確定から程なく、第 1 次再審請求（1981 年 4 月 20 日申立）が申し立てられ、自白の信用性が主たる争点となった。しかし、第 1 次請求は、地裁、高裁、最高裁のいずれにおいても棄却された（2008（平成 20）年 3 月 24 日特別抗告棄却）。その間に拘禁反応によって、請求人袴田巖さん（以下巖さん）と弁護団との意思疎通も困難になっていた。

そこで第 2 次再審請求は、巖さんの姉ひで子さんを請求人として申し立てられた。第 2 次請求においては、犯行着衣とされた「5 点の衣類」に関する新証拠が提出された。具体的には、5 点の衣類のうち巖さんの血痕とされていた部位から検出された DNA 型は、巖さんのものではなかったとする鑑定（以下本田鑑定）と、血痕を付着させた衣類の「みぞ漬け実験報告書」などである¹⁾。これを受けて 2014（平成 26）年 3 月 27 日、静岡地裁は再審開始決定をした。この再審開始決定には、死刑の執行停止だけでなく、拘置を停止する決定が付され、この決定によって巖さんは釈放された²⁾。しかし、検察官が即時抗告し、東京高裁は、2018（平成 30）年 6 月 11 日、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした³⁾。これに請求人が特別抗告したのが本件である。

静岡地裁の再審開始決定（原原決定）は、本田鑑定に一定の限度で信頼性があることを認め、同じく新証拠であるみぞ漬け実験報告書からも、5 点の衣類が 1 年以上タンクの中に入れられていたことが不自然であると指摘した。そして 5 点の衣類は、犯行着衣でも巖さんのものでもない疑いがあり、後日ねつ造されたものであった疑いがあるとした⁴⁾。この疑いは、5 点の衣類に関する新旧証拠の評価において払拭されず、新旧全証拠を総合評価すれば、もともと犯人性を推認させる力が限定的であった 5 点の衣類以外の旧証拠の証拠価値はほとんど失われるとしたのである。

これに対して原決定は、5 点の衣類が犯行着衣であること、5 点の衣類が巖さんのものであることの 2 点について、確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるような新証拠であれば、刑訴法 435 条 6 号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」といい得るものの、この 2 点の認定が揺るがない限り、確定判決の認定に合理的な疑いは生じないとした。そして結局、原決定は、本田鑑定及びみぞ漬け実験報告書は、上記 2 点の認定に合理的疑いを生じさせるものではないとして、明白性を否定していた。

決定の要旨

本決定（法廷意見）は、東京高裁が示した証拠構造理解を「事案の概要」の中で示しただけで本田鑑定の検討に入り、「検出されたアリルは、血液由来のものであるとは確定することができない上、検出されたアリルの型判定の正確性について

も疑義がある」として、本田鑑定は、「5点の衣類が犯行着衣であるとの確定判決の認定に合理的な疑いを差し挟む証拠とはいえない」とした。みそ漬け実験報告書については、原審で血液中のたんぱく質とみそ中の糖との間で生じ得るメイラード反応が血液の色調に影響を及ぼす要因として主張されたものの、原決定までに存在した証拠は、「1年余りみそ漬けされた血痕に5点の衣類が発見された当時のように赤みが残る可能性があるのかを判断するには十分なものとはいえない」。それにも拘わらず原決定は、「みその色だけを根拠に、メイラード反応がさほど進行していなかったことがうかがわれるとしたものであって、その推論過程に疑問があり」、また、原決定が「みそ漬けされた血液に対するメイラード反応の影響が的確に推測できないとした」ことも「専門的知見について審理を尽くした上での判断とはいえない」から、原決定には審理不尽の違法があるとした。そして、この「違法が決定に影響を及ぼすことは明らかであり、原決定を取り消さなければ著しく正義に反する」として、刑訴法411条1号を準用して原決定を破棄すべきであるとした。

そのうえで法廷意見は、「みそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5点の衣類に付着した血痕の色調が、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入られて1年以上みそ漬けされていたとの事実と合理的な疑いを差し挟むか否かについて判断させるため、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す」とした⁵⁾。

判例の解説

一 明白性判断のあり方について

本件の原原決定によって、巖さんが約48年の身体拘束から解放されたことは、社会的に大きな反響を生んだ。ところが、検察官の即時抗告を受けた東京高裁は、本田鑑定、みそ漬け実験報告書のいずれについても明白性を否定し、再審開始決定を取り消して再審請求を棄却した。この原決定は、所謂2段階説に立って、新旧全証拠の総合評価には入らなかったものだと指摘されている⁶⁾。

本決定の法廷意見は、新証拠である本田鑑定とみそ漬け実験報告書について職権判断しただけで

あり、旧証拠に関しては、何も判断を示していない⁷⁾。そのため、法廷意見が単なる孤立評価を行っているのか、2段階説に立っているのかは明確でない。それでも、法廷意見の結論は破棄差戻しであって、みそ漬け実験報告書が総合評価によって明白性を認める可能性を持った証拠であることを前提としたものである。

さらに、法廷意見には、審理不尽を理由に差戻しをすることによって、原決定を確定させることを防いだ意味がある。ただし、法廷意見が明白性判断のあり方について何も言及しなかったこと⁸⁾には、一抹の危惧がある。最高裁が明白性判断のあり方について判示しなかったがゆえに、差戻審で孤立評価に陥ってしまうことへの懸念は、他の事件を想起すれば、決して杞憂ではない。具体的に指摘したいのは、名張事件の第7次請求における毒物問題の顛末である⁹⁾。

名張事件の第7次請求では、請求審決定が犯行に用いられた毒物は請求人が所持していたニッカリン・Tではなく、製法の異なる別のテップ剤であった可能性を認め、再審を開始するとした。ところが異議審決定では、犯行に用いられた毒物はニッカリン・Tであったが、事件当時の分析では副生成物が検出されなかったと考えることが可能であるとして、明白性が否定された。最高裁は、異議審の判断が「科学的知見に基づく判断をしたとはいえず」、「その推論過程に誤りがある疑い」があると指摘し、さらに審理を尽くす必要があるとして、名古屋高裁に差し戻した¹⁰⁾。しかしこの最高裁決定は、毒物鑑定以外の新証拠については明白性を否定した異議審の判断を是認したものであったし、その内容は新証拠の証明力評価に終始し、総合評価の枠組みも示してはなかった。その結果、差戻異議審決定は、新証拠は「犯行に用いられた薬剤がニッカリン・Tではあり得ないことを意味しない」としてその明白性を否定したのである¹¹⁾。これは、最高裁が毒物鑑定以外の新証拠について証拠価値を否定したことに加え、総合評価の必要性を意識させる判示をしなかったことが一因である。

これに対して、審理不尽を理由に原決定を破棄して差し戻すにあたって、最高裁が旧証拠に対する疑問点を具体的に指摘した例として、財田川決定がある¹²⁾。財田川決定は、財田川事件の自白について、「たやすく強盗殺人の事実を認定する

につき妨げとなるような疑点があるとすれば、新証拠である高村鑑定を既存の全証拠と総合的に評価するときは、確定判決の証拠判断の当否に影響を及ぼすことは明らかであり、「更にその道の専門家の鑑定を求めるとか、又は鑑定の条件を変えて再鑑定を高村鑑定人に求めるとかして審理を尽くすならば、再審請求の事由の存在を認めることとなり、確定判決の事実認定を動揺させる蓋然性もありえた」と判示したうえで差戻しをした。この財田川決定の判示は、差戻審の判断が新証拠の孤立評価に陥ることを防ぐ意味を持っていたといえよう。本決定に同様の配慮がみられないことは、残念に思う。

二 本田鑑定の評価をめぐる問題

本決定には、差戻しをせず、原決定を破棄して再審を開始するべきであるとの2人の判事の反対意見がある。また、2人の補足意見があるから、本決定における法廷意見とは結局、裁判長であった林道晴判事の結論に2人の判事が賛同したものである。これは、本決定の不安定さを示すものといわざるを得ない。

法廷意見と反対意見の違いは、本田鑑定の評価にある。反対意見は、本田鑑定には「確定判決の認定に合理的疑いを生じさせる程度の証明力」があると認め、みそ漬け実験報告書についても、5点の衣類が袴田さんによって、発見の1年以上前にみそのタンクの中に隠置されたとの事実について合理的疑いを生じさせると評価し、再審を開始するべきだとした。その際反対意見は、原決定が「原々決定の判断が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示したとはいえない」という同じフレーズを使っている¹³⁾。

再審請求では、新証拠を起点としつつ、新旧全証拠の総合評価によって確定判決の有罪認定に合理的疑いが生じるかが問題である。新証拠によって確定判決の認定に疑問が提起された場合には、確定判決通りの認定を維持できる説明が可能であれば再審請求を棄却してよい、ということにはならない。鑑定の提起した疑問が合理的疑いに当たるか否かを確認する最良の方法は、鑑定と同一の方法による追試である。そこで本件の即時抗告審では、本田鑑定の追試のための鑑定が行われることになっていた。しかしその任に当たった鑑定人は、本田鑑定と同一の方法を用いた再現実験（追

試）を行わなかった。従って、東京高裁は抗告審において本田鑑定の証明力を否定すべき証拠を得ることができなかったはずである¹⁴⁾。

では、原決定の判断を是認した法廷意見の判断は適切なものであったか。この点についてはすでに、原決定が「論理則違反」、「経験則違反」という用語を多用するものの、それは最高裁が示した「不合理性審査」とは似て非なるものであると指摘されている¹⁵⁾。ところが法廷意見は、そもそも「不合理性審査」を行わず、請求審当時の証拠を自ら評価し直すことによって、本田鑑定の信用性を否定した¹⁶⁾。

原決定に対しては、誤解に基づく判断や追試によって解消可能であるはずの疑問を前提にしたものである等の批判がすでになされていた¹⁷⁾。法廷意見は、この批判に答えておらず、原決定に不適切な説示がある等の指摘はしているものの、原決定の評価の在り方自体を検証したものとはいえない。これに対して反対意見は、「不合理性審査」の観点から、本田鑑定がシャツの血痕から採取した試料について巖さんのDNA型と相違しているとしたことは、血痕が巖さんに由来することに合理的疑いを生じさせる程度には信頼できると指摘している。反対意見の方が適切な評価を行っているというべきであろう。

三 差戻しか自判かについて

本件は、本決定によって東京高裁に差し戻されることとなった。しかし、反対意見は、差戻し自体に反対している。反対意見によれば、本田鑑定によって5点の衣類が犯行着衣である、との確定判決の認定には合理的疑いが生じている。さすれば、5点の衣類はねつ造された証拠である可能性が生じるし、1年以上みそに漬けられていた衣類には血痕の赤みは残らないというみそ漬け実験報告書の実験結果から、巖さんが逮捕される前に5点の衣類をみそタンクに隠した事実も認定しがたいことになる。反対意見は、確定判決の事実認定に対する合理的疑いはすでに生じているとしたのである¹⁸⁾。

法廷意見は、血液が黒く変色する理由について科学的説明がなければ、みそ漬け実験報告書について明白性判断はできないと考えているようである。しかし血痕が黒変する機序がどのようなものであれ、実験によって1年以上みその中に漬け

た血痕に赤みは残らないことを実証した報告書が存在するのである。証拠開示で明らかになったカラー写真によって、血痕に赤みが残っていることは明白であり、そのことは5点の衣類が1年以上の間みその中に漬けられていた（巖さんが5点の衣類をみそタンクに隠した）ことに対する合理的疑いを生じさせるには十分ではないか。法廷意見は、再審開始の判断を自ら行うことを回避して、東京高裁にバトンを渡しただけでも思われるのである。

四 差戻抗告審に求められるもの

すでに指摘されているように、本田鑑定に対する法廷意見の判断は、破棄理由とは関係がないので、差戻抗告審を拘束しない¹⁹⁾。東京高裁に求められたのは、「血液の色調の変化に及ぼす要因についての調査」である。1年以上みそに漬けられていたはずの5点の衣類の実物に血痕に赤みが残っていたことを示す写真がある以上、再度実験を繰り返すことは、もはや必要でなく、血痕の色の变化についての科学的な説明ができる専門家の意見を聴取すれば足りるはずである。

明白性の判断は、最終的には新旧全証拠の総合評価によるのであるから、差戻し前の抗告審決定や法廷意見が明白性を否定した本田鑑定もその総合評価に参画させなければならない。差戻審の審理を経ても、みそ漬け実験報告書の証明力が否定できないのであれば、そのことを踏まえて本田鑑定の評価を見直すことが必要となる。その際、捜査官が証拠をねつ造するはずはない、という信頼はもはや否定されるべきである²⁰⁾。再審開始決定が確定しても、その後に再審公判が控えている。差戻審には、高齢の巖さんに一日も早く社会の中での安定した余生を保障できる決定を期待したい。

●——注

- 1) 5点の衣類についてのDNA鑑定は、第1次請求当時は鑑定不能とされていた。
- 2) 指宿信「死刑再審事件において請求が認められ死刑および拘留が停止された事例」速報判例解説（法七増刊）15号（2014年）181頁。本稿引用のもの以外に、この決定を取り上げた論考として、葛野尋之「袴田事件第2次再審請求における静岡地裁開始決定の意義——刑事司法改革とも関連させて」『生田勝義先生古希祝賀論文集』（法律文化社、2014年）602頁。

- 3) 東京高裁は、再審請求を棄却しながら、死刑と拘留の執行停止決定は取り消さなかった。これについて豊崎七絵「特集2 袴田事件即時抗告審決定の批判的検討」刑弁96号（2018年）73頁は、「誠に不可解」と評している。
- 4) 小川秀世「袴田事件——証拠のねつ造可能性を認めた画期的判断」刑弁79号（2014年）92頁は、5点の衣類のほかに、清水郵便局で発見された焼かれた紙幣、裏木戸写真など、警察官によるねつ造が強く疑われる証拠が複数存在したことを指摘する。
- 5) 本決定の評釈として、中川孝博「袴田事件第2次請求特別抗告審決定の意義」刑弁106号（2021年）99頁。
- 6) 新屋達之「抗告審決定の総括的検討」刑弁96号97～98頁。
- 7) これに対して反対意見は、原原決定が「確定審におけるその他の証拠をも総合して再審を開始するとした」ことは、「その根幹部分と結論において是認できる」と判示しており、新旧全証拠の総合評価を明確に肯定している。
- 8) この点につき、小川秀世「ねつ造のハードルを越えた袴田再審最高裁差戻し決定」刑弁107号（2021年）152頁は、確定判決の誤りが当然のことだから、長々と論じなかったものであり、本決定は最高裁が「誤判であることを認めた」ものだとしている。
- 9) 中川・前掲注5）100頁も註の中で本決定と名張事件の第7次請求の差戻決定との類似性を指摘する。
- 10) 最決平22・4・5判時2090号152頁。
- 11) 名古屋高決平24・5・25LEX/DB25481164。
- 12) 最決昭51・10・12刑集30巻9号1673頁。
- 13) この判断枠組みは、もともと控訴審の事後審性を強調するために用いられたもの（最判平24・2・13刑集66巻4号482頁参照）であって、再審請求における抗告審にはそのままは妥当しない。しかし、再審開始決定に対する抗告審においても、抗告裁判所の心証のみに基づいて確定判決に対して生じた合理的疑いを否定することはできない、これが反対意見の含意であろう。
- 14) 角替清美「袴田事件におけるDNA鑑定の正体」刑弁96号83～84頁参照。
- 15) 中川孝博「再審請求事件における抗告審の審査のあり方」刑弁96号101頁以下。
- 16) 中川・前掲注5）102～103頁。
- 17) 田淵浩二「即時抗告審におけるDNA鑑定評価の問題点」刑弁96号86頁以下。
- 18) 反対意見は、「単にメイラード反応の影響等について審理するためだけに原裁判所に差し戻してさらに時間をかける」ことに反対する。これは早期決着を求めるメッセージでもある。
- 19) 中川・前掲注5）103頁。
- 20) 守屋克彦「袴田事件の再審開始決定」法時86巻6号（2014年）2頁参照。